

春秋時代青銅器銘文の書式と用語の 時代的変遷

江 村 治 樹

目 次

- 1 はじめに
- 3 書 式
- 3 日 付
- 4 作器者
- 5 器名と作器対象
- 6 むすびにかえて

1 はじめに

前稿「青銅礼器から見た春秋時代の社会変動」(名古屋大学文学部 研究論集C I・史学 34, 1988)において、考古学的に出土した青銅礼器の地域ごとの編年を試み、それにもとづいて、器形の変化、文様の変化、墓葬の礼器組み合わせの変化および鑄造技術の発展についてそれぞれ検討した。そして、そこで、これらの検討をふまえて、春秋時代のいわゆる社会変動の性格について一応の見通しを試みた。だが、青銅礼器からこの時代の社会変動を考える場合、欠落させることのできない銘文に関しては、時間とスペースの関係から、きわめて簡略な予測を行なうに止まった。そこで、本稿では、前稿でくわしく検討することのできなかつた銘文について、書式、日付、作器者、器名および器名に附された作器対象者など定型的な部分に関して検討を加えてみたい。

まず、春秋時代の時間的ワクは、前稿と同じく前 770 年から前 450 年とし、これを前期、中期、後期に分け、またそれぞれを前半と後半に分ける。また、地域分けも、前稿と同じく、中原地域は河南省の北部を A₁、河北省南部、山西省南部を A₂、南方地域は河南省南部、安徽省西北部を B₁、湖北省を B₂ とし、東方地域の山東省を C、北方地域の河北省北部、山西省北部、遼寧省を D、西方地域の陝西省を E とする。また、今回も、安徽省東北部、江蘇省の大部分など、徐や呉、越の地域は除外した。

さて、地域が確定できる墓葬出土の有銘青銅器の編年は、前稿の表一から表八までの編年表にもとづいた。ただし、これらの表は、主として盗掘されていないと考えられる墓葬の礼器、楽器のみ取り上げたものであり、他に、武器や、除外した墓葬出土の有銘青銅器や墓葬外から出土し

た有銘青銅器が多数存在する。これらは、前稿の編年表を基準にしながら主として器形にもとづいて編年を行なった。なお、前稿の表中では、すべての礼器、樂器をその出土した墓葬の地域のものとして処理したが、銘文内容から明らかに他の地域から伝入したものとわかるものは本来の地域にもどした。また、墓葬には往々にして、前代の古物が副葬される場合があるが、これも正しいと考えられる時代にもどした。

この他、青銅器には、出土地不明のいわゆる伝世品や廢銅中からの発見物が大量に存在し、有銘のものもきわめて多い。その中、先学の研究によって銘文内容から地域と年代が明らかにされているものはそのまま利用した。⁽¹⁾それ以外のものは、器形のわかる物のみ、上記の編年表を基準にして編年を行なった。地域の推定は、銘文に見える作器者の所属国によって行なった。たとえば、周、鄭、許、衛、宋、虢、蘇、毛、單など、A₁地域に国が存在したと考えられる地の人の作造になる器はA₁地域のものとした。同様に、晋、芮などの人の作造器はA₂地域、陳、黃、蔡などの人の作造器はB₁地域、楚、鄧などの人の作造器はB₂地域、齊、魯、杞、邾、薛、滕などの人の作造器はC地域、燕の人の作造器はD地域、そして秦の人の作造器はE地域とした。

地域分けにおいて問題となるのは、同名の国が別々の地域に存在する場合である。曾はB₂地域の姫姓の曾(隨)と、B₁、C地域の姒姓の曾がある。B₁地域の姒姓の曾は周の東遷時に史書に現れるが、まもなくB₂地域の隨に滅ぼされ、隨が曾を名乗るようになる⁽²⁾とされる。したがって、春秋時代の曾は、B₂地域とC地域の曾が問題となる。この二つの曾の器物の区別はなかなか困難であり、銘文内容や器形から区別が可能なもののみ分類し、困難なものは取り上げなかつた。⁽³⁾また、樊もA₁地域、B₂地域、E地域に存在したとされ、B₁地域からも樊君夫婦墓が発見されている。⁽⁴⁾出土地不明の樊器も確定しがたいが、銘文内容や器形から樊君夫婦墓出土器と関係付けることのできるものはB₁地域とした。⁽⁵⁾

以上のように、出土地不明の有銘青銅器の地域の確定については困難な問題が存在するが、表一の「地域別銘文書式変遷表」は、このようにして行なった地域ごとの有銘青銅器の編年例を兼ねている。表自体には、個々の有銘青銅器を具体的に表示していないが、本稿の末尾にその出所を示しておいた。

2 書 式

まず、表一「地域別銘文書式変遷表」を参照しながら書式の変遷を検討していきたい。春秋時代の青銅器銘文の書式は、大きく分けて次の四つに分類できる(□は作器者名、○は器種名である)。

- (1) □作○
- (2) □自作○
- (3) □用其吉金自作○

表一 地域別銘文書式変遷表

□作器者 a 日付 c 作器理由 () 戦国初期に入ると考えられるもの
 ○器名 b 願望用語 □地名 () ある場合とない場合あり

		前 期		中 期		後 期		
		(前)	(後)	(前)	(後)	(前)	(後)	
A ₁	礼器	□作○(b) 12 □自作○ b 1	□作○ b 8 □ 1	□自作○ b 1	a □ 扱其吉金用鑄 ○ b 1 a □ 扱其吉金自作 ○ b 1	(a) □ 作鑄 ○ (b) 2 a □ 扱其吉金自作 ○ b 1	□ 作 1 c 為 ○ 2	
	楽器	□作○用 1				□之(○) 4		
	武器		(□)(○) 6			□ 1 □之(所造)(○) 7	□ 扱其吉金鑄 ○ 1 □ ○ 1 □之□ 2	
A ₂	礼器	□作○ 1 ac 扱其吉金用作 ○ b 1	□作鑄○ b 4		ac ○ b 1		c 吾以為 ○ b 1 □之○ 2	
	楽器	□作○ b 1			a □ 作為 ○ b 1			
	武器		□ ○ 1				□ 1 □之○ 3 ☑ 2	
B ₁	礼器	□(c)作○ b 6 ☑ 自作 ○ b 3	(a) □ 作 ○ b 16 ☑ (a) □ 自作 ○ (b) 19 ☑ 用其吉金自作 ○ (b) 5 ☑ 鑄 ○ b 1 □ 腹 ○ b 2 □ 1 (□之○) 1	☑ (a) □ 作 ○ b 9 a □ 自作 ○ b 7 ☑ 用其吉金自作 b 1	□ 作 ○ 1 □ 自作 ○ b 2 1 (a) □ 扱其吉金自作 ○ b 10 a □ 扱其吉金鑄 ○ b 1	ac 用 作 ○ b 2 □ 自作 ○ 1		
		□作○ b 3 ☑ 用吉金作 ○ 2			□ ○ 1 □之○ 16	□ ○ 2 □之○ 17		
				□ 作 ○ b 1	a □ 自作 b 1 a □ 扱其吉金自作 ○ b 1	ac □ 自作 ○ b 1 a □ 扱其吉金自作 b 1		a □ 扱其吉金自作 ○ b 1
	武器		□ 作 ○ 1 ☑ 用 1			□之○ 1	□ 作 ○ 2 □之○ 2	
		楽器						□ 作 ○ (b) 1(26)
			礼器	□ 用 作 ○ b 1 用吉金用 作 ○ b 2 ☑ 自作 ○ b 10	□ 作 ○ b 1 □ 自作 1 ☑ (a) □ 用其吉金(用)自作 b 5 ☑ 用其吉金自作 ○ b 7	a □ 鑄 ○ b 1 a □ 自作 ○ b 3	□ 用吉金作 ○ b 1 a □ 自作 ○ b 1 扱其吉日丁 □之○ b 2 (□)之○(b) 7	□ 自作 ○ b 1 2 (a) □ 扱其吉金自作 ○ b 2 □ (之) ○ 5 ○ 1
武器	□ 作 ○ (b) 3 □ 扱其吉金用鑄 ○ b 1 □ 自作 ○ (用) 5 □ 用吉金自作 ○ 2						□之○ 2(2) a □ 腹 ○ b 1	

(表一 つづき)

		前 (前)		期 (後)		中 (前)		期 (後)		後 (前)		期 (後)	
B ₂	樂器							a□自作Ob	1	a□ ^{扱其吉金} _{自作} Ob		(a)□作(O)(b) [3]	1
	武器	□○	1			□○	1	□○	1	□○	1	□(O)(b)	1(1)
		□之○	1	□之(O)	1	□之(O)	2					□之○	1(11~)
												□ c 鑄Ob	1
											□(c)作O(b)	2(1)	
										□○			1
C	礼器	(a)(c)□(用)作Ob		34		□作Ob	2	(a)□作Ob	6	(a)□作O(b)	6		
		□鑿作Ob		10	□鑄○	1	□為○	1					
		(a)□自作O(b)		5			a□鑄Ob	2					
		□ ^{扱(用)吉金} _{自作} Ob		2	ac ^{扱其吉金} _{用自作} Ob	2							
	□腰Ob		4										
						□○	1					□	1
					□鑿作Ob				□之○	1	a□c之獵	1	
	樂器					a□作Ob	1	a□ ^{扱其吉金} _{用鑄} Ob	1	□作Ob	1		1
						a□ ^{扱其吉金} _{自作} Ob	1	a□自作鑄Ob	1				
	武器		□之○	1	□	1			□之○	1	(a)□(O)	8	
											□之○	4	
											☒	3	
D	礼器				a□腰Ob	1							
					□作鑄Ob								1
E	礼器	□作O(b)	3				□為Ob	3					
	器	□	3				c 作Ob	1					
	樂器		c 作Ob	2	c 作Ob								
	武器						□作造Ob			1	□為作O		1

(鐘は1セット1と数える)

(4) □之○

このうち、(1)~(3)には、日付(表一のa)、願望用語(表一のb)、作器理由(表一のc)が附記されているものがある。とりわけ願望用語の附記は一般的に見られるものである。また、一部には作器者名の前に「惟」字のあるものがあり、「作」「自作」の前に「用」字があるものもある。さらに、(3)については、「用」の代りに「扱」の字を用いるものがあり、また「其」字がない場合もある。

(1)~(2)の書式は、林巳奈夫「殷—春秋前期金文の書式と常用語句の時代的変遷」(東方学報55, 1983)によると、西周時代から存在する書式である。この論文の表二の「短い銘文」を見ると、(1)の書式は殷代から見られ、西周時代では一般的な書式となっている。(2)の書式は西周中期から見られるが、例は少なく中期、後期に4例見られるにすぎない。本稿の表一を見てみると、春秋時代になっても(1)の書式は一般的に見られ、とりわけ前期に事例が多い。ただ、中期、後期にはかなり減少するようである。(2)の書式も、春秋前期に事例が多く、(1)ほどではないが、やはり中期以後減少する。

次に、(3)の書式は(2)の種類のバリエーションとみなしてよいが、林氏の表二によると、西周時代には見られず、春秋時代になって初めて出現する書式である。この書式は、すでに前期前半に現れ、前期後半、中期前半に事例が多いが、春秋時代を通じてコンスタントに用いられている。とりわけ、春秋時代の遅い時期には、鐘など楽器に用いられることが好まれたようである。

ところで、(4)「□之○」の書式は、春秋時代になって初めて出現する全く新形式の書式である。表一の礼器の部分においては、この書式の確実なものは中期になって初めて出現する。そして、この書式は、(1)~(3)のような西周以来の伝統のある書式が減少するにしたがって増加している。言い換えれば、春秋時代の中頃を境にして、両者は入れ代る傾向にあるのである。

では、このような書式の主流の逆転は何を意味しているのであろうか。まず、(1)~(3)の書式は、(1)の「□作○」の構文を基本とするが、これには本来、ある人が他の別の人のために作ったことを明示する意図がこめられていたと考えられる。林氏の表二によると、この書式の最も早い例は殷後期Ⅱまでさかのぼる。そしてそれは、「某作父・祖甲」あるいは「作父・祖・母・妣甲障彝」などのように表現されていて、明らかに作器対象に重点が置かれている。さらに、これらの例は作器対象が亡くなった祖先であり、青銅器が祖先の祭祀を目的として作られたものであることも示している。殷後期Ⅲ、西周前期、中期になると、「□作○」の書式の銘文の中、このような特定の祖先の祭祀のために作ったものであることを明示する銘文はかなりの部分を占めるようになる。このような書式を受け継いでいる春秋時代の(1)~(3)の書式の中には、殷、西周時代以来の祖先祭祀の意識が強く受け継がれていると考えてよいであろう。

ところが、(4)の書式は、以上のような殷、西周以来の書式とは明確に断絶を示している。この書式では構文上、他の別の人のために作るということはあまり関心が向けられていない。むしろ

る、作器者または所有者、使用者自身に重点を置く表現形式と言ってよい。すなわち、この書式は、その青銅器が個人の所有物、使用物であることを示すことを目的としているのである。もちろん、春秋時代においても、青銅礼器は基本的に祖先祭祀に用いられたと考えて間違いないが、祭器としての青銅礼器に対する本来の意識がかなり変化してきていることを示していると言ってよいであろう。

この点は、(4)の書式が、礼器よりも武器の方が先行していることから推測される。表一によると、(4)の書式が礼器においては中期に始まるのに対して、武器においては、同類型と考えられる「□○」形式も含めると、ほとんどの地域で前期から始まっている。このことから、礼器の(4)の書式は、武器の書式をそのまま借用したと考えることもできるであろう。武器は、もちろん祖先祭祀とは無縁であり、実用の器物である。したがって、そこに附される銘文も、実用本位に単に作器者または所有者、使用者を示していると言ってよい。礼器における(4)の書式の増加は、礼器に対する祭器としての意識の稀薄化と作器者、所有者の強い自己主張を示していると考えられる。言い換えれば、青銅礼器が作器者、所有者の現実的権勢をより強く表示するものになり変りつつあることを示していると考えられるのである。

次に、地域ごとに、(4)の書式の出現に注意を払いながら書式の変遷を見ていきたい。まず、A₁地域では、礼器においては、(4)の書式の出現は後期前半であり、かなり遅い。しかし、武器においては、前期後半の A₁ ⑥ 陝県上村嶺 M1050 (出典は、前稿「表二～八 墓葬出典一覧」参照のこと。以下、番号のついているものと同じ) から「號太子元徒戈」銘の戈が出土しており、(4)の書式の出現がこれほど遅いとは考えられない。A₁ 地域においては、前稿表二によると、春秋時代中期以後、全体の出土青銅礼器数に比して有銘のものの出現率がきわめて低くなる。礼器に銘文をほとんど附さなくなること自体、礼器に対する意識の変化を示していると考えられ、(4)の書式の出現も中期にさかのぼるのではなからうか。A₂ 地域では、礼器における(4)の書式の出現はさらに遅く、後期後半であるが、この地域でも、武器においては前期後半の侯馬上馬村 M1284 (文 88—3, 40) から「吳叔徒戈」銘の戈が出土している。そして、前稿表三の中期以後の出土青銅器中、有銘のものは一つもない。この地域でも、A₁ 地域と同様、中期頃には(4)の書式は出現していたと考えられるが、材料が乏しく確かなことはわからない。

B₁ 地域では、礼器中、(4)の書式の確実な出現は中期後半であり、事例も非常に多い。前期後半で(4)の書式に () を附したものは、〈樊君簠〉(十二家・居 24) の事例である。この簠の側面の幅は、前稿の図四に示した前期後半の A₁ ⑧ 陝県太僕郷墓の簠と中期後半の A₂ ③ 侯馬上馬村 M13 の簠の中間くらいであり、前期後半の B₁ ⑧ 信陽平橋 M 2 出土の簠に近い。この墓は B₁ ⑫ 信陽平橋 M 1 (この墓は出土の青銅器銘文から樊夫人墓とされている) との関係から樊君墓とされている。また、簠の文様は、前期後半の B₁ ⑥⑦ 光山上官崗墓のもの(前稿図一五)によく似ており、また同じく前期後半の B₁ ⑫ 信陽平橋 M 1 出土の銅盆にも近い文様がある。したがって、こ

の簠は前期後半として間違いないであろう。しかし、この簠の「樊」の字は、信陽平橋M1の銘文の字と異なり、「口」が余分に加えられている。この器は、あるいは上述のようにA₁かB₂地域の樊国のものである可能性もある。ただ、文様はこの地域に関係が深いと思われる。

この地域では、武器における(4)の書式の出現も礼器の確実なものと同じく中期後半である。全体にこの地域では、書式の主流は、中期の中頃を境に伝統的な(1)~(3)の書式から新形式の(4)の書式へと明確に転換している。

B₂地域においても、礼器における(4)の書式の確実な出現は、B₁地域と同じ中期後半であり、やはり(1)~(3)の書式と入れ代る傾向がある。ただし、武器におけるその出現は早く、すでに前期前半に見られる。B₂地域②棘陽茶庵出土の戈には「□□伯之□執戈」の銘があり、これは(4)の書式の最も早い例である。また、この地域の前期後半には、伝世器ではあるが「郢侯之造戈□□」銘の戈(三代19・48)⁽⁷⁾が知られる。

次に、C地域の礼器の場合には、春秋時代を通じて(1)の書式が一般的である。これに対して、(4)の書式は後期前半に一例見られるのみであり、しかもそれはタガネ彫りである。この地域では、(4)のような書式を礼器に鑄込む習慣があまりなかったと考えざるをえない。ただし、武器においては、伝世器であるが前期前半に「邾大師之造戈」銘の戈(小校10・42)が見られ、後期にもいくつかの事例がある。

最後に、D、E地域であるが、礼器、武器とも(4)の書式はいまだ発見されていない。(4)の書式が全く用いられなかったかどうかは、全体の有銘青銅器の事例が少ないため何とも言いえない。

以上まとめてみると、春秋時代になって初めて現れる新形式の書式である(4)の書式は、B₁、B₂地域では確実に中期後半に見られ、あるいはその出現は前期にまで溯る可能性もある。また、武器における同形式の書式の出現の早さから考えて、A₁、A₂地域でも中期には出現していたと推測される。このことから、A₁、A₂、B₁、B₂地域では、中期頃には青銅礼器に対する伝統的な意識に変化が生じていたと考えてよいであろう。ただし、西周時代や春秋前期に現れる書式も、例は少ないものの、後期になっても相変わらず用いられていることも注意する必要がある。

3 日 付

銘文に製造にかかわる日付を附す例はそれほど多くなく、地域ごとに整理してみてもあまり意味がない。そこで、表二「日付書式変遷表」では、地域を無視して日付の書き方を整理した。この表の1~6のような書き方は、林氏の表三「日付の書き方」によると、西周時代に一般的に見られるものである。とりわけ、「惟某月、月相、干支」(この場合は本稿表二と異なり、某月、干支に正月、丁亥も含む)という書き方は、西周中期から後期にかけて事例が多い。本稿の表二において、前期に1「惟(王または正)某月、月相、干支」の事例が多いのは、この西周以来の伝

表二 日付書式変遷表

(某月, 干支はそれぞれ正月, 丁亥を含まない)

	前	中	期	後	期
		(前)	(後)	(前)	(後)
1 惟(王又は正)某月, 月相, 干支	6	3	1	1	
2 惟(王)某月, 月相	2				
3 惟(王又は正)某月, 干支	1	2		1	
4 惟又は某年(王), 正月, 初吉, (干支)	3	3	3	6	
5 惟(王又は正)某月, 初吉, 丁亥			2		
6 惟(王)正月, 初吉, 丁亥	5	5	15	3	1
7 新形式				1	3

続が続いていることを示している。ただし、西周時代には「某月」の前に「惟某年」, 「惟王某年(祀)」というように年を加える例が見出されるが、春秋時代にはこのような例はほとんど見られない。⁽⁸⁾

春秋時代における日付の書き方で注目されるのは、6「惟(王)正月, 初吉, 丁亥」の日付が目立って多く用いられている点である。このような日付は、全体の45パーセントを占めている。これに、4の「正月, 初吉」, 5の「初吉, 丁亥」の例を含めると七割を越える。月は12, 月相は初吉, 既生覇, 既望, 既死覇の4, そして干支の組み合わせは60あり, もっと様々な例があってもよさそうである。それが、これだけの片寄りを示すことは、こうした日付が意図的に付けられたものとみなしてよい。この種の日付の書き方では、「正月初吉」, さらにその「丁亥」の日が意味を持ったと考えられる。小南一郎氏によると、「丁亥」の日は祖先祭祀の日とされており、⁽⁹⁾春秋時代には、そのような日に祭器としての礼器も铸造すべきだと観念されたと考えられる。ただし、小南氏も三国晋代の鏡の銘文の日付「五月丙午」の例から類推しているように、これが実際の铸造の日付を示すとは限らない。「正月初吉丁亥」の日は、むしろ架空に形式的に設定された吉日である可能性が高い。このような礼器製造にかかわる日付の形式化は、やはり礼器自体に対する伝統的な意識の稀薄化を反映しているのではなからうか。

ところで、1~6のような西周以来の日付の書き方は、後期後半になるとほとんど見られなくなる。そして、それに代って全く新形式の日付の書き方が現れる。とくに、C地域の斉では、後期前半以後に「(某)立事歳」という日付の書き方がよく用いられるようになり、戦国時代になると、⁽¹⁰⁾実用的な陶器の製造責任を示す押印にも用いられるようになる。したがって、このような日付の書き方は、純粹に記録としての日付と考えてよいであろう。B₂地域の曾侯乙墓は厳密には戦国初期の墓葬であるが、ここから出土した罍には「惟王五十又六祀」という日付がある。この日付も、すでに月相用語はなく、西周以来の書き方とは異なっている。

日付の書き方においても、春秋時代になっても西周以来の祖先祭祀と密接にかかわる伝統的な書き方が受け継がれているが、それもしだいに「正月初吉丁亥」というような定形的な書き方が

一般的となる。だが、それも後期になると、純粹に記録としての日付に取って代られる傾向が出てくる。日付の書き方を見ても、礼器の祭器としての性格は稀薄になっていくことが確認できるのである。

4 作器者

作器者の名は、多様な表現がなされているため、様々な整理の仕方が可能である。ここでは、作器者の青銅器鑄造の意識の変化を考える上で参考となると考えられる、官名を附す場合と、「某孫」「某子」など父祖等の名を附す場合とを取り上げてみたい。

表三「官名、祖先名等を附す作器者名出現例表」は、やはり事例が少ないため地域を考慮せずに時期ごとに整理したものである。これによると、両者とも春秋時代を通じて見られるが、官名を附す例が前期に多いのに対して、父祖等の名を附す例は中期後半に多い。

まず、官名を附す例を、林氏の前掲論文の表八ノ2「作器者の名」によって、西周時代と比較してみよう。林氏の表によると、西周時代を通して、「小臣」「小子」「尹」「大史」「史」「鬲土」「有事」「大保」「作冊」「師」などの官名が散見する。その他、「大師」「膳夫」「有司」「司馬」などが見られ、これらは西周後期になって初めて出現する。本稿の表三によると、官名を附すものは春秋前期に11例みとめられる。その官名は、「尹」「大鬲工」「宰」「大宰」「大保」「司徒」「走馬」「大師」などである。このうち、「大鬲工」「宰」「大宰」「走馬」は春秋時代になって初めて現れるものであるが、他は西周時代と共通している。春秋時代中期以後、官名を附す例があまり見られなくなることから考えて、春秋時代前期までは西周時代の延長と考えるとよいであろう。春秋時代中期以後になると、西周時代に比しても、作器者にとって官名はそれほど意味をなさなくなったようである。

これに対して、「某孫」「某子」など父祖の名を附す例は、林氏の表八ノ2によると西周後期になって初めて出現する。ただし、その例は3例にすぎない。したがって、このような例は春秋時代に特徴的なものと考えてよいであろう。春秋時代においても、「某孫」あるいは「某子」のみの例が多いが、中期後半になると「某孫」と「某子」の両方を言う入念な例が現れる。A₁地域の〈郟鐘〉(上海80)では「余畢公子孫、郟伯之子」とあり、C地域の〈鞮罍〉(上海85)では「齊辟鮑叔之孫、濚仲之子鞮」と表記している。また、B₂地域で出土した銅戈(B₂⑦随県季氏梁

表三 官名、祖先名等を附す作器者名出現例表

	前 期	中 期		後 期	
		(前)	(後)	(前)	(後)
1 官名を附す例	11	2	3	1	
2 祖先名等を附す例	4	3	10	4	1
				1	

墓)には、「穆公之子，西宮之孫，曾大攻尹季怡」という官名をも附した長ったらしい銘が入れられている。さらに、後期になると、B₁㊟国始侯古堆M1出土の簠には、「有殷天乙唐孫，宋公縑」という仰々しい名乗りもみられる。また、A₁㊟洛陽玻璃廠M439出土の鼎の「余鄭邦之産」などのように自らの出身地を記している例もある。このように、父祖の名や出身地をわざわざ記すのは、この時代が不安定な変動の時代であり、自らの位置を時間的にも、空間的に確認する必要があったためでなかったかと考えられる。

なお、官名を附す例のように、西周時代の習慣が春秋時代の前期まで連続している例は、作器者名にかかわる他の表記法にも見られる。林氏の表八ノ1には、伯、仲、叔、季などの排行を示す語を有する名が整理されている。このような要素を持つ名は、西周時代を通して一般的に見られるものであり、春秋時代でもよく見られる。ただし、概して前期に多く、中期以後減少する傾向にある。また、林氏の表二ノ2の「某父」という言い方を見ると、これも西周時代を通してかなり多くの事例がみられる。この例は、やはり春秋前期に多いが、中期以後ほとんど見られなくなる。さらに、「某(国)女篇の字(姓)」も春秋前期まで見られるが、中期以後には消滅している。このように、作器者の名の付け方においても、中期を境に大きな変化が確認できる。

5 器名と作器対象

表四「地域別器名変遷表」は、原則として春秋時代に2例以上出現する器名を地域ごとに整理したものである。ただし、D地域は事例が少ないため省略した。まず、この表にもとづいて礼器における変化の傾向を見ていきたい。

器名には様々なバリエーションがあるが、前掲の林氏論文の表四「作った器の呼び方」を参考にすると、西周時代から存在する器の呼び方は、鬲彝(一)、宗彝一、罍一、宝一、宝罍一、旅一、膳一、簠一、飢一、弄(一)や器種のみの場合などがある(一は鼎、簠、壺など器種を示す)。このような器の呼び方に特別な形容語を付加する例は、西周中期頃から顕著になる。

この中、罍一、宝一、旅一や器種のみ⁽¹¹⁾の例は、西周中期、後期に普通に見られるものである。罍一の例は春秋時代になっても全時代を通じてみられるが、前期に12例と事例が多い。地域的には、前期には特徴はみとめられないが、中期以後ではB₁、B₂地域に目立つ。宝一の例は、前期に45例と集中しているが、中期後半には見られなくなる。ただし、後期後半にA₁、C地域で突然2例出現している。旅一も前期に9例と集中しているが、中期後半以後見られなくなる。また、器種のみ⁽¹¹⁾の場合は春秋時代を通じて見られるが、前期にやや多い。

鬲彝一、簠一は、事例が少ないものの西周中期から見られ、春秋時代にもいくつかの事例がある。鬲彝一は前期に2例、中期に10例ある。中期の例は3例を除いて、B₁㊟浙川下寺M2の一括出土遺物である。簠一の方は前期に5例あり、後期前半まで各期に1例ずつあるが、とりたてて地域性は感じられない。

表四 地域別器名変遷表

— 器種(鼎・簋・壺など) [] 戦国初期に入ると考えられるもの
 () ある場合とない場合を示す ○ 綴, 片, など

		前 期		中 期		後 期	
		(前)	(後)	(前)	(後)	(前)	(後)
A ₁	礼器	宝— 4 旅— 2 器種のみ 2	宝— 1 罍— 1 媿— 1 — 5	会— 1	其— 1 罍— 1	媿— 1 罍— 1 罍(器)— 2 行— 1 — 2	宝— 1 祠器 2
	楽器	罍— 1					
	武器		徒— 2 — 1			(元)用(—) 2 造— 4 — 2	元用(—) 2 造— 1 — 1
A ₂	礼器	罍彝 1 宝罍— 1	徒— 3 — 1		媿— 1		弄— 3
	楽器	徒— 1			余— 1		
	武器		徒— 1				造— 1 — 1
B ₁	礼器	罍— 2 宝— 4 媿— 1 — 2	宝— 6 媿— 1 旅— 1 行(器)— 25 器— 3 罍— 1 — 5	宝— 1 媿— 2 行— 6 (其)罍— 2 溜— 2 — 2	罍— 2 罍— 4 罍彝○— 7 (其)○— 8 浴— 5 会— 1 — 3	罍— 4 罍— 5 彝— 2 会— 1 盟— 3 — 4	罍— 1 ○— 1
		(其)罍— 1, 媿— 1 — 1,					
	楽器			鈴— 1	罍— 1	訶— 1 — 1	罍— 1
	武器		元□— 1		行— 1	行— 1 用— 3	用(—) 2
B ₂	礼器	罍彝 1 罍— 2 宝— 7 旅— 1 罍— 2	宝— 4 旅— 1 膳— 1 盟— 1	罍— 2 盟— 1 其罍— 1	罍— 2 罍— 2 行— 2 御吉— 1 — 1	罍— 4 御— 2 — 2	罍— 1 行— 2 [1] 御— 1
		罍彝 2, 宝— 7 罍— 1,				罍— 1	
	楽器				鈴— 1		宗彝 [2] 罍— 1

(表四つづき)

		前 (前)		期 (後)		中 (前)		期 (後)		後 (前)		期 (後)	
B ₂	武 器	□執一	1	造一	1			行一	1			行一	[2~]
		秉一	1					(元武元)用 (-)2				用一	2[6~]
										—	1	宝一	[1]
												造一	1 [2]
												—	[2]
										用一			1
C	礼 器	鬲彝一	1,	鬲一	4	旅一	1	媿一	1	媿一	2	鬲一	1
		宝一	17,	旅一	4			其媿一	1	媿一	2	宝一	1
	媿一	10,	膳一	2			簠一	1	媿一	2	膳一	1	
	簠一	3,	其征一	4			其一	1	御一	1	禮一	9	
		(其)一	7,			—	3						
	楽 器							宝一	1	其媿一	1	其媿一	1
								媿一	1	其游一	1		
	武 器			造一	1					造一	1	造(-)	1 [2]
												徒一	1
												御一	1
												—	3
E	礼 器	鬲(-)	2			宗彝	1	宗彝鬲彝	3				
		宝一	1										
	楽器			其媿一	2								
	武器					元用一	1	元用		1		元用	1

(出典は末尾の表一引用器出典一覧参照)

媿一、鬲一は西周後期に出現する。媿一は春秋前期に14例と多く、後期前半まで各期に1、2例づつ見られる。これに対して、鬲一の方は、前期に1例見られるだけであるが、中期後半に7例、後期前半に11例と集中している。これらは、西周時代よりも春秋時代に流行した呼び方のようである。なお、媿一の場合はB₂、E地域以外の地域で見られる。鬲一の方はC地域では見られず、B₁、B₂地域に目立っており、南方地域に流行した呼び方のようである。

なお、宗彝は、林氏の表によると西周中期にのみ見られるものであるが、ずっと降ってE地域の春秋中期や、B₂地域の戦国初期に思い出したように出現している。また、弄と呼ぶ例も西周前期に1例のみ見られるが、これも春秋後期後半になってA₂地域で突然出現している。さらに、B₁地域中期後半の鬲彝一やA₁地域後期後半の宝一、C地域後期後半の鬲一や宝一なども前の時期と連続性がない。これらは、復古的現象と言ってよいものである。

西周時代から存在する礼器の呼び方は、以上のように、春秋前期頃まで盛行するものと、春秋時代になって初めて盛行し始めるものがある。ただし、前者においても、中期以後も相変わらず

ず使用されている場合も多く、礼器の呼び方の伝統の強さをうかがうことができる。そして、この伝統の強さにはあまり地域的な差はなく、どの地域でも同じであったようである。

次に、春秋時代になって初めて出現する呼び方としては、膳一、行一、盥一、浴一、御一などがある。このうち前三者は、春秋時代を通じて見られるものである。膳一は前期にはB₂地域に見られるが、中期後半以後はすべてC地域にのみ見られる。行一が前期に25例と多いのは、B₁⑥⑦光山上官崗G₁、G₂の一括遺物であるためである。この行一の例はB₁、B₂地域にのみ見られる。また、この行一と上述の旅一は、すでに黄盛璋氏が春秋時代に入れ代ることを指摘しているが、その入れ代りは前期に南方地域を中心に起ったようである。一方、後二者の浴一、御一は、中期後半以後に出現する。地域的には、B₁、B₂、C地域に見られ、とくに南方地域に使用例が多い。

器の呼び方について、地域に注目した場合、西周以来の呼び方のものにはほとんど地域的な差は見出されない。それに対して、春秋時代になって初めて出現する呼び方にはかなり地域差があるようである。とりわけ、B₁、B₂の南方地域に新しい呼び方が目立つことが注目される。これは、前稿で検討した新形式の器物の出現とも対応している。

次に、器名に附される作器の対象者についても少しふれておきたい。林論文の表九ノ1～3「器を作ってもらった者の名」によると、西周時代においては、すでに亡くなった父祖のために器を作ったことを言う例はごく普通に見られる。しかし、春秋時代になると、そのような例は前期にいくつか見られるものの、中期以後は見られなくなる。また、媵器として生きている女性のために作ったことを言う例なども西周中期以後よく見られるが、こちらは春秋時代を通じてなおよく見られる。さらに、春秋時代には、本稿の表四にも取り上げておいたように、器名の前に「其」字を附す例が散見する。これは、上述の「□之○」の書式と同様、自らの所用のために作ったことを言うかのごとくである。このように、礼器は作器対象者を見ても、春秋時代に入るとその父祖を祭る祭器としての性格が稀薄化することがうかがえる。

なお、武器については、造一はB₂、C地域で早くも前期に見られるが、一般化するのの後期以後のようである。ただし、現在のところ、この例は、A₁、A₂、B₂、C地域で見られ、B₁、E地域では見られない⁽¹³⁾。これに対して、用一、元用一は、中期から始まりしだいに事例が増加し、地域的にはA₂、C地域以外の各地域で見られる。両者には確かに地域的傾向性がうかがわれるが、A₁、B₂地域のように平行して見られるところもある⁽¹⁴⁾。なお、宮本一夫氏によると、この用一の使用例は、中原地域ではここで言う春秋後期までで途絶えるが、南方の楚の領域では戦国期を通じて使用されたとしており、この地域の伝統の強さがうかがわれる⁽¹⁵⁾。

6 むすびにかえて

以上、春秋時代の青銅器銘文に関して、まず書式の変化を検討し、ついで書式を構成する日付、作器者、器名および器名に附された作器対象者など定型的な部分に関して、それぞれの変化

を検討した。だが、この他に、表一の中にも c, b の記号で記しておいたように、作器の理由や作器に対する願望に関する検討、さらには書体の問題などが残されている。とりわけ、前二者は、青銅器の時代的な本質的性格を明らかにする上で欠かすことができない部分である。しかし、これらはバラエティーに富み、しかもほとんどが文章の形態をなしており、個別の具体的な意味内容の検討が別途に必要である。ここでは、スペースの関係もあり、以上のような問題の検討は今後の課題として、本稿で検討した部分に関する限りにおいてまとめを行なっておきたい。

銘文においても、前稿で検討した礼器の器形、文様、組み合わせ、鑄造技術におけると同様、春秋中期頃に、中原地域、南方地域および東方地域などで多様な変化が発生することが明らかとなった。そして、その変化は、礼器について言えば、父祖を祭る祭器としての本来的な性格の稀薄化としてとらえることができた。言い換えれば、春秋中期頃から、礼器は権勢や富の象徴として、より現実世界にかかわるものとして意識されるようになってよいであろう。銘文に現れたこのような変化は、B₁, B₂ 地域に顕著であるが、中期以後、礼器に銘文を入れる習慣がほとんどなくなる A₁, A₂ 地域でも同様な現象が起こっていたと推測される。

しかし、一方では各地に根強い伝統の存続もみとめられることも見落としてはならない。古い形式は、中期以後少なくなるものの、書式をはじめあらゆる部分にみとめられる。このような傾向は、銘文だけでなく、器形においてもみとめられる。とりわけ、⁽¹⁶⁾器形や器名の一部に見られる例は復古とみなしてもよいものである。

青銅器銘文において、西周時代とは全く断絶した新形式が明確に出現するのは次の戦国時代である。春秋時代の礼器銘文は、いまだなお西周時代と同様、器物の製作依頼者が附したものであるが、戦国時代になると、それを製造した工人が責任の所在を示すために附した、いわゆる「物勒工名」銘が多くなる。そして、青銅礼器自体も陶器、漆器に置き換えられていく。春秋中期から後期にかけての時期は、西周以来の古い形式が後退し、新しい形式が形成されつつあるちょうど過渡期と言ってよいであろう。しかし、そこには復古的な傾向も見られ、礼制の再編の努力が続けられていた時期であるとも考えられる。

〔付記〕前稿表五⑨は墓葬ではないので削除。同表六⑳㉑の盆は敦の誤り。

注

- (1) 林巳奈夫『中国殷周時代の武器』(1972, 京都大学人文科学研究所)の附論(二)「春秋戦国時代文化の基礎的編年」参照。
- (2) 于豪亮「為什麼隨鼎出土曾侯墓？」(古文字研究1, 1979), 頁306。
- (3) たとえば、〈曾伯粟簋〉(三代10・26)は字体と銘文内容から山東の姒姓の曾とされており(屈万里「曾伯粟簋考釈」〔歴史語言研究所集刊33, 1962〕), また〈曾伯陔壺〉(故宮・下上133)はC地域の魯国故城出土の花蓋陶壺(魯故城・図版44)近いところがあることからC地域とした。

- (4) 河南省博物館等「河南省信陽市平橋春秋墓発掘簡報」(文81-1, 9), 信陽地区文管会等「信陽市平橋西三号春秋墓発掘簡報」(中原81-4, 14)。
- (5) <樊君鬲>(夢鄆・統8)は器形, <樊君甗>(考63-12, 681)は作器者名, <樊君庫篋>(十二家・居25)は文様からB₁地域とした。ただし, 後述のように<樊君庫篋>については問題がある。
- (6) 前期の出土青銅礼器183点中8点(4.4%)に銘があるのに対して, 中期では132点中1点(0.8%), 後期では633点中4点(0.6%)に低下する。
- (7) 拙稿「春秋戦国時代の銅戈・戟の編年と銘文」(東方学報52, 1980)頁93。
- (8) 現在のところ, 後期前半に「元年正月初吉辛亥」2例(B₁⑭)が見られるにすぎない。
- (9) 「周代金文の語法と語彙の研究」(昭和56・57年科学研究費補助金〔一般研究C〕研究成果報告書, 1983)。
- (10) 拙稿「戦国新出土文字資料概述」(林巳奈夫編『戦国時代出土文物の研究』[1985, 京都大学人文科学研究所])頁358。
- (11) 林氏の表四によると, 障一は中期に15, 後期に71ある。宝一は殷代からあるが, 西周前期7に対して, 中期43, 後期68と増加し, 旅一も前期には3だが, 中期28, 後期36と事例が増加する。また, 器種のみの場合も前期2に対して, 中期19, 後期36と増加している。
- (12) 「釈旅彝」(『歴史地理と考古論叢』[1982, 齊魯書社])。
- (13) <許之造戈>(文80-1, 95)の出土地はB₂地域だが, 許を地名とするとB₁地域となる。
- (14) 筆者はかつて, 造一は作造者が自分の軍隊に供与したもの, 用一は金象嵌, 鳥書体で豪華な造りの物が多く個人の所用であるとしたが(注(7)拙稿), 注(13)戈のように造一のもので豪華な造りの物もいくつか発見されている。だが, 両者が同じ地域で使用されていることから, 同じ意味のもの地域的な呼び方の差では必ずしもないであろう。
- (15) 「七国武器考一戈・戟・矛を中心にして一」(古史春秋2, 1985)。
- (16) A₁⑮新鄭彝器, B₁⑯寿县蔡侯墓の一部の青銅器は明らかに西周時代のものを摸している。

表一引用器出典 (礼器・祭器・武器の区別, 書式の区別)
前半, 後半の区別の困難なもの

A₁ 地域

- 前期前半; A₁②~⑤, 考与文84-1・66, 故宮・下上79, 同・下下171, 上海66, 宝蘊73, 巖窟・上13/文66-1・56//双王3//上村嶺41
- 前期後半; 上村嶺32, 夢鄆・上11, 同・上13, 同・上16, 貞松・上28, 宝蘊14, 綜覧・篋404, 三代17・91/A₁⑧/A₁⑬~⑭
- 中期前半; 三代3・44
- 中期後半; 善齋52/善齋39
- 後期前半; A₁⑰, B₁⑰/江漢83-2・36/A₁⑱⑳, 嘯堂・上19//周金6・84/A₁㉓, 文81-8・55, 双劍古・上43, 同・上46, 小校10・45, 同19・53//三代19・27
- 後期後半; 双王19/Yetts 16//考58-11・74/A₁㉔/A₁㉕, 書道103/A₁㉖

A₂ 地域

- 前期前半; 周漢15/款識10・11//故宮・下上224
- 前期後半; 商周75, 故宮・上下49, 同・上下50, 同・上下72//文88-3・40
- 中期後半; 三代18・13//三代1・56
- 後期後半; Künmel・T22・35 a /Lodge 30//A₂⑰/A₂⑱, 文72-4・38/A₂㉒, 癡齋59

B₁ 地域

- 前期前半; B₁①②, 文73-5・21, 文77-8・1/文80-1・51, 宝蘊24/B₁③, 文72-5・9, 夢鄆・統8/文72-2・47

前期後半；B₁ ⑦⑭，考88—8・766/B₁ ⑥⑩⑫⑭~⑯，A₁ ⑧/B₁ ⑩⑫，考63—12・681/B₁ ⑮/中原81—2・59/B₁ ⑭/十二家・居23/B₁ ⑥/B₁ ⑩

中期前半；B₁ ⑬，C⑰，考88—8・766，江漢83—2・36，商周732，故宮・下上207，夢鄆・統15/B₁ ⑰⑱，中原85—2・63/B₁ ⑱/B₁ ⑰

中期後半；中原81—4・37/B₂ ⑰，江漢80—1・76/B₁ ⑳㉑/江漢83—1・51/B₁ ㉓/B₁ ㉑㉒，癡齋・統9/B₁ ㉒/B₁ ㉑/B₁ ㉑

後期前半；B₁ ㉔/十二家・雪17/B₁ ㉔/B₁ ㉔，文62—11・64/B₁ ㉔/B₁ ㉔/B₁ ㉔ ㉔，文86—3・44，三代19・45

後期後半；B₁ ㉖，B₂ ㉖/B₁ ㉖/考63—4・204/文64—7・33，考63—4・204

B₂ 地域

前期前半；文86—4・15/考82—2・135/B₂ ③，文73—5・21/B₁ ⑨，B₂ ②，文73—5・21，考82—2・135/文72—2・47，文82—9・86/文64—7・10/文72—2・47，同・50/文72—2・47/江漢83—3・101/B₂ ②

前期後半；江漢80—1，73/B₂ ⑦/B₂ ⑥⑦，文82—9・86，善齋100/三代19・48

中期前半；獲古10/B₂ ⑨

中期後半；B₂ ⑬/武英38/B₂ ⑫/B₂ ⑩⑫⑬，新鄭129—132/三代1・9/B₂ ⑰/B₂ ⑱⑰

後期前半；B₂ ㉔，江漢83—2・36/B₂ ⑱，考与文88—3・75/B₂ ⑱⑳，考84—2・137，江漢86—2・101，江漢83—2・36/B₂ ⑱/江漢80—1・76/考与文84—3・5/雨台山80/江漢80—1・76

後期後半；B₂ ㉔，文79—7・5，三代10・1/文85—1・16/文79—7・5/考73—3・156，巖窟・下27/文79—7・5，文80—1・95，雨台山80/十二家・尊28/文80—1・95，雨台山80，双剣古・上45

C 地域

前期；C①~④⑥~⑩，文62—10・58，文64—12・65，文72—5・9，文73—1・64，文74—1・76，文78—4・94，考65—11，541，上海64，同67，芸類5，同6，山東12，日精362，十二家・旧2，同・居16，宝蘊65，綜覽・篋402/C③⑫，十二家・雪9，宝蘊26，日精312，三代10・33/文78—4・94，考65—11・541，考学63—2・59/C②，故宮・下上133/C②⑩/小校10・42

中期前半；C⑰/三代10・26/C⑰/泉屋111/C⑰

中期後半；C⑳，魯故城108/文85—6・15/C㉑，文59—10・32/上海85/上海81

後期前半；C㉓，文64—7・10，美帝579，同1156，同1161，商周92/考84—4・333/三代1・62/C㉓/巖窟・下37

後期後半；文61—2・45，文77—3・75，考60—3・27，冠華・上29/考58—6・50/欧精213/上海83/文86—3・36，同・37，考84—9・815，巖窟・下38，三代19・30，同20・10，同20・12，貞松・中62/考84—4・333，文叢7・79，三代20・13，同20・19/文86—3・37，巖窟・下45，三代19・27

D 地域

中期前半；河北94/善齋96

E 地域

前期前半；E③，考85—4・349/考与文84—1・66

前期後半；文78—11・1

中期前半；三代9・33/E⑤

中期後半；商周83，十二家・居16

中期後半~後期前半；三代19・53

後期後半；文叢3・67

表二引用器出典（// 時期の区別）

- 1 ; C④, 文72-2・47, 文73-5・21, Watosan 47//獲古10, 十二家・居23, 三代10・26/善齋39/B₁②④
- 2 ; 文72-2・50, 考82-2・139
- 3 ; 款識10・11//B₁①⑦/A₁④⑦
- 4 ; 有隣4, 頌齋統16, 故宮・下上28//B₂⑨, 中原85-2・63, 江漢83-2・36/B₁②, 文59-10・32, 上海81//B₁②③, C③, 考与文83-3・75, 三代1・62
- 5 ; 江漢83-1・51, 上海85
- 6 ; B₁⑤, 考88-8・766, 考学63-2・59, 双王13//B₂⑨, C①⑦, 河北94, 夢鄆・統15/B₁②③, 善齋52, 武英38, 三代1・9, 同1・56, 同18・13//江漢83-2・36, 善齋99, 貞松・中35/B₁⑦
- 7 ; C③/文61-2・45, 文79-7・5, 欧精213

表三引用器出典(// 時期の区別)

- 1 ; A₁③, B₁①, B₂⑦, C③, 文78-4・94, 考65-11・541, 故宮・下上79, 善齋100, 三代10・33, 小校10・42//C①⑦, 江漢83-2・36/B₂①⑦, 文59-10・32, 冠罍・上27//文64-7・10/冠罍・上29, 三代20・19
- 2 ; B₁⑤, B₂⑦, 故宮・下上208, 宝蘊24//河北94, 故宮・下上207, 三代3・44/B₁②③, B₂①⑦, 文85-6・15, 上海85, 善齋39, 十二家・退9, 同・居16, 三代1・56//A₁④, B₁⑦, C③, 考84-2・137//江漢80-1・76/上海83

著録等略称一覧(五十音順)

- 雨台山 江陵雨台山楚墓, 1984(文物出版社)
- 欧 精 欧米蒐儲支那古銅精華, 梅原末治, 1933
- 河 北 河北省出土文物選集, 1980(文物出版社)
- 獲 古 獲古図録, 大村西崖, 1923
- 冠 罍 冠罍樓吉金図, 柴厚, 1947
- 款 識 歴代鐘鼎彝器款識法帖, 薛尚功
- 巖 窟 巖窟吉金図録, 梁上椿, 1944
- 芸 類 芸術類徴, 郷安, 1916
- 故 宮 故宮銅器図録, 国立故宮中央博物院聯合管理处, 1958
- 江 漢 江漢考古
- 考 考古通説, 考古
- 考 学 考古学報
- 考与文 考古与文物
- 三 代 三代吉金文存, 羅振玉, 1936
- 山 東 山東文物選集普查部分, 山東省文物管理处等, 1959
- 上 海 上海博物館藏青銅器, 上海博物館, 1964
- 周 漢 周漢遺宝, 原用淑人, 1932
- 周 金 周金文存, 郷安, 1916
- 十二家 十二家吉金図録, 商承祚, 1935
- 嘯 堂 嘯堂集古録, 王偉
- 書 道 書道全集一, 1965(平凡社)
- 小 校 小校経閣金文拓本, 劉体智, 1935
- 頌齋統 頌齋吉金統録, 容庚, 1938

- 商 周 商周彝器通考, 容庚, 1941
- 上村嶺 上村嶺虢国墓地, 1959, (科学出版社)
- 新 鄭 新鄭彝器, 孫海波, 1937
- 泉 屋 泉屋清賞, 滝精一, 内藤虎次郎, 1919
- 善 齋 善齋彝器図録, 容庚, 1936
- 双 王 双王鉢齋金石図録, 郷安, 1918
- 双剣古 双剣諺古器物図録, 于省吾, 1935
- 綜 覧 殷周青銅器綜覧一(殷周時代青銅器の研究 図版), 林巳奈夫, 1984
- 癡 龔 癡龔藏金, 李泰棻, 1940
- 中 原 河南文博通訊, 中原文物
- 貞 松 貞松堂吉金図, 羅振玉, 1935
- 美 帝 美帝国主義劫掠の我国殷周銅器集録, 陳夢家, 1962 (殷周青銅器分類図録, 松丸道雄)
- 武 英 武英殷彝器図録, 容庚, 1934
- 文 文物参考資料, 文物
- 文 叢 文物資料叢刊
- 宝 蘊 宝蘊樓彝器図録, 容庚, 1929
- 夢 郭 夢郭草堂吉金図, 羅振玉, 1917
- 有 隣 有隣大観, 藤井善助, 1932
- 魯故城 曲阜魯国故城, 1982 (齐鲁書社)
- Kümmel Kümmel, O., *Chinesische Bronzen aus der Abteilung für Ostasiatische Kunst an den Staatlichen Museen Berlin*, 1928, Berlin
- Lodge Lodge, J. E., Wenley, A. G. and Pope, J. A., *A descriptive and illustrative catalogue of Chinese bronzes, acquired during the administration of John Ellerton Lodge*, 1946 Washington
- Watson Watson, W., *Ancient Chinese Bronzes*, 1962 London
- Yetts Yetts, W. P., *The Cull Chinese bronzes*, 1939 London